

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、平成28年4月には、第4期（平成28年4月1日～平成30年3月31日）の委員として10名が就任され、会長に宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授が選出されました。

平成28年度は、審議会が5回開催され、個人情報保護条例関係では、「神奈川県が設立した地方独立行政法人に関して神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき当該地方独立行政法人及び知事が取り扱う個人情報の取扱いについて」等の3件が諮問されました（答申3件）。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価について2件の諮問及び1件の報告が行われました。

なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係では、本人確認情報の保護に関する事項（住民基本台帳法第30条の9）について1件が諮問されました（答申1件）。

また、個人情報取扱事務の登録等について審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 3 3 回 全 体 会	平成28年 5月25日(水)	1 会長及び副会長の選出 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について 3 個人情報取扱事務の登録等について（審議） 4 その他（住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況、学校と警察との情報連携制度の運用状況及び個人情報保護条例の見直しの方向性について）
第 3 4 回 全 体 会	平成28年 7月20日(水)	1 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問） 2 個人情報取扱事務の登録等について（審議） 3 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正概要について（報告）
第 3 5 回 全 体 会	平成28年 9月12日(月)	1 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について（諮問） 2 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の見直しについて（報告） 3 個人情報取扱事務の登録等について（審議） 4 これまでの住基ネットのセキュリティに係る外部監査での指摘内容等について（報告） 5 平成27年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）

第 全	3 体	6 回 会	平成28年 11月2日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（諮問） 2 「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（諮問） 3 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について（諮問） 4 神奈川県が設立した地方独立行政法人に関して神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき当該地方独立行政法人及び知事が取り扱う個人情報の取扱いについて（諮問） 5 個人情報取扱事務の登録等について（審議）
第 全	3 体	7 回 会	平成29年 3月29日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県情報公開条例第23条による情報提供に係る行政文書に個人情報が含まれる場合の神奈川県個人情報保護条例上の取扱いについて（諮問） 2 個人情報取扱事務の登録等について（審議） 3 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務に係る基礎項目評価書の特定個人情報保護評価実施要綱第7条第3項の報告

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

ア 平成28年10月25日付け情公第22号で知事から諮問された条例第6条の規定に基づく個人情報の取扱いの制限について、第36回審議会において審議しました。

諮問の内容は、これまで「地方独立行政法人神奈川県立病院機構」と「県立病院課」が所管する事務を対象としていた答申について、今後、本県において複数の地方独立行政法人の設立が予定されていることを踏まえ、「県が設立した地方独立行政法人」と「地方独立行政法人に係る事務を所管する室課所」に一般化して適用できるよう措置することを求めるものでした。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第39号）されました。

イ 平成29年3月21日付け情公第34号で知事から諮問された条例第9条第2項の規定に基づく保有個人情報の目的外提供及び第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第37回審議会において審議しました。

個人情報を含む公開可能な情報を県民の求めに応じて情報提供する場合には、類型答申により保有個人情報の目的外提供を行うことが可能となっていました。そうした情報を県が自発的にホームページに公表する場合には、同様の答申はなく、また、オンライン結合についても都度の諮問を要する状況であったことから、多様な媒体での情報提供を求める情報公開条例との整合を図る必要がありました。

そこで、「情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書を、神奈川県情報公開条例第23条により県民に情報提供する場合」について、「類型」として、保有個人情報の目的外提供及びオンライン結合による保有個人情報の提供に係る答申を求めるとともに、当該類型答申の新設により包含されることとなる既存の類型答申の廃止を求めるとしたものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第40号）されました。

(2) 個人情報保護制度の改善に係る施策に関する審議状況

平成28年9月2日付け情公第15号で知事から諮問された個人情報の保護に関する法律等の改

正に伴う個人情報保護制度における対応について、第35回審議会及び第36回審議会において継続して審議しました。

平成27年9月に個人情報の保護に関する法律の改正法が、平成28年5月に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法がそれぞれ公布されたことから、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じたため、個人情報保護条例の見直しについて次の4項目の当否を諮問したものです。

- ① 条例の目的規定の改正は、特段の理由は認められないので行わないこと。
- ② 両法に倣い、指紋データや旅券番号等を新たに個人識別符号として定義し、個人識別符号を含む情報も個人情報に当たる旨を規定し、個人情報の定義の明確化を図ること。
- ③ 従前の機微情報の取扱制限を維持しつつ、対象とする項目は、両法が新たに規定した要配慮個人情報と一致させること。
- ④ 取扱個人情報が5,000人分以下の小規模事業者も個人情報の保護に関する法律の規制対象となったことから、小規模事業者を対象とする条例の規定を削ること。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第36号）されました。

(3) 特定個人情報保護評価に関する審議状況

ア 平成28年10月25日付け情公第20号で知事から諮問された番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価について第36回審議会において審議しました。

諮問の内容は、「県税の賦課、徴収等に関する事務」についての番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容等について意見を求めたものです。

審議の結果、当該評価書については、その内容を適当と認める旨答申（第37号）されました。

イ 平成28年10月25日付け情公第21号で知事から諮問された番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価について第36回審議会において審議しました。

諮問の内容は、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」についての番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容等について意見を求めたものです。

審議の結果、当該評価書については、その内容を適当と認める旨答申（第38号）されました。

(4) 本人確認情報の保護に関する審議状況

平成28年7月12日付け市町第246号で知事から諮問された住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項について第34回審議会において審議しました。

諮問の内容は、住民基本台帳法施行条例に規定する予定の利用提供事務が、平成14年11月14日付け答申（平成21年7月9日付けで一部変更を認める答申）で適当と認められた利用提供事務の基準に合致していることを認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第35号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成29年3月31日現在)

氏 名	現 職	備 考
新井 隆	神奈川県社会福祉協議会 事務局長兼総務企画部長	
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
小向 太郎	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
柏尾 安希子	神奈川新聞社統合編集局文化部デスク兼論説委員	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
宮浦 陽子	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会会長	
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯浅 颯道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	
和久 晴雄	神奈川県消費者団体連絡会 幹事	

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている事務数等整理表

(平成29年4月1日～平成29年3月31日現在)

実施機関	区分	6条		8条		9条		10条			住 基 案 件 諮 問 件 数	制 度 改 善 諮 問 件 数	番 号 利 用 法 諮 問 件 数
		取扱 制限 事項		本人外 収集		目的外 利用 ・提供		オンライン 結合					
		類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	変 更			
知事		8 (1)	17 (-1)	12	57	9	32	5 (1)	18	2	9 (1)	7 (1)	4 (2)
議会		6	1	7	4	9	-	3	7	1			
公営企業管理者		6	-	7	11	9	7	3	3	-			
教育委員会		7	5	11	15	10	1	4	7	1			
人事委員会		6	-	7	4	9	-	3	2	-			
監査委員		4	-	8	6	7	-	1	2	-			
公安委員会		1	-	1	-	1	-	-	1	-			
警察本部長		9	4	11	4	11	1	2	1	-			
労働委員会		7	-	11	3	9	-	2	-	-			
選挙管理委員会		7	-	11	4	9	-	3	5	-			
収用委員会		7	-	11	4	9	-	1	-	-			
海区漁業調整委員会		7	-	11	3	9	-	2	2	-			
内水面漁場管理委員会		7	-	11	3	9	-	2	1	-			
県立病院機構		7	5 (-11)	11	19	9	7	4	4	-			
地方独立行政法人		11 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計		100 (12)	32 (-12)	130	137	119	48	35 (1)	53	4	9 (1)	7 (1)	4 (2)

実施機関	区分	旧26条	旧47条	旧48条		旧51条
		是正申出件数	個人情報取扱い の指針諮問件数	業務登録		同変更
				諮問件数	諮問した業務登録	諮問件数
知事		1	5	128	[件数]14,536 [事業者数]8,207	19
教育委員会		4	-	-	-	-

備考 () 内は28年度の件数で内数。